

令和5年度 第1回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

開会年月日 令和5年11月16日(木)

場 所 本庁舎12階教育委員会室

出席者	教育委員会	委員長	堀 和夫
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	戸張 美佳
	幼稚園長会	委員	檀原 雅恵
	校長会	委員	小高 敏男
	同	委員	竹内 勝己
	学校生活指導担当教職員	委員	古賀 旭
	保護者代表	委員	入江 広基
	教育委員会	委員	三浦 康彰
	同	委員	山本 浩司
	同	委員	風間 浩也
	同	委員	村瀬 美紀
	同	事務局	小倉 哲治
	同	事務局	四ツ目理恵
	同	事務局	市川 朋基
	同	事務局	石村謙太郎
	同	事務局	廣瀬 美香

令和5年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

令和5年11月16日

1 開会および委員委嘱

【副参事】

本日は御多用のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより、令和5年度 第1回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を開会する。

議事に入る前までの進行を務める、練馬教育委員会教育振興部副参事 風間である。どうぞよろしく願います。

なお、事前に本委員会の欠席連絡を、委員の吉井先生、山本教育指導課長から連絡をもらった。小高校長については間もなく来られるというところだと思うので、進めさせていただく。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただく。

なお、中学校のPTA連合会に推薦いただいた入江様がオンラインで参加していただいているので、どうかよろしく願います。

では、初めに委員委嘱であるが、委嘱状を机上配付させていただいている。お名前等の確認をお願いする。

続いて、堀 和夫 教育長より御挨拶申し上げる。

2 教育委員会あいさつ

【委員長】

本日は、御多用の中、お集まりをいただき、また委員に就任をいただき、ありがたく思う。

本連絡協議会は、今年度第1回目のいじめ等対応支援チームの連絡協議会である。この委員会は、平成24年に、教育委員会の中に学童クラブ、保育園、児童虐待等の児童相談のセクションが入ってきたことを契機として、本連絡会が立ち上がっているところである。以来11年間、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取組について協議をしているところである。

とりわけ近年は、SNSやICT器機が子供たちの中で流布したことによるトラブル、ま

たそれらがいじめのツールになっているというような事案もあったことを受け、練馬区として「SNS練馬区ルール」等を定め、現在に至っているところである。令和3年度の本連絡協議会では「いじめの確実な認知」を議題として議論いただき、今年度から実施をしている「練馬区いじめ問題対応方針」に反映をさせていただいた。

今年度については、「適切ないじめへの対応」について、本連絡協議会の議題とさせていただきたいと思う。令和5年度になって異動等があり、新しいメンバーをお迎えしての会である。ぜひ御専門のお立場から、忌憚のない御意見を頂戴したいと思っている。

なお、今まで夜間に開催させていただいていたが、教員の働き方改革ということも私どもは責務であって、昨年度から昼間の開催とさせていただいており、御理解を賜りたいと思う。本年度もよろしく願います。以上である。

3 委員紹介

【副参事】

続いて、次第の3、委員紹介である。今年度の最初の会であるため、委員の皆様の紹介をさせていただく。なお、本チームは設置要綱にて、教育長を委員長、学識経験者を副委員長としている。

それでは、副委員長から名簿順に自己紹介をお願いします。

(委員自己紹介)

4 チームの位置付けおよび主な協議内容（資料2、資料3参照）

【副参事】

それでは、本チームの位置付け、主な協議内容を事務局より説明する。

【事務局】

資料2、3に基づき、本チームの位置付けを説明する。

まず資料2を御覧いただきたい。本いじめ等対応支援チーム連絡協議会は、いじめ防止対策推進法に示される関係機関との連携を図るために設置される、いじめ問題対策連絡協議会に該当するものである。

資料3を御覧いただきたい。資料3は、練馬区いじめ等対応支援チームの設置要綱になる。本区においては、学校、保護者、学識経験者、心理職、教育委員会の関係部局で構成をしている。本チームは学校のいじめの実態を把握するとともに、未然防止・早期解決に向けて、

次の各号に掲げる事項について協議することになっている。主な協議内容は、1、いじめの未然防止に向けた取組。2、いじめの早期発見に向けた取組。3、いじめの早期解決に向けた取組。4、家庭・地域・関係機関との連携強化に向けた取組。5、就学前教育への支援である。

続いて、本チームのこれまで主な協議内容について説明する。委嘱状のところに参考資料がある。これまでのいじめ等対応支援チーム連絡協議会の協議内容を掲載している。昨年度は、いじめの確実な認知をテーマに、学校・園の取組について協議した。協議内容は、資料4の令和5年度練馬区いじめ問題対策方針に反映されていて、今年度は、いじめ認知件数が例年よりも高いということからも一定の成果が出ていると認識している。昨年度のテーマを受けて、今年度は、認知したいじめの対応をテーマに取り扱いたいと考えている。詳細は後ほどお伝えする。私からの説明は以上である。

【副参事】

では、今、事務局のほうから資料に基づいた説明があった。この説明について質問等はあるだろうか。よろしいだろうか。

説明について、質問等はあるか。

(質問等なし)

それでは議事に入る前に、本会の公開について事務局から説明する。事務局、お願いします。

【事務局】

練馬区では、附属機関等の会議については、原則公開としている。

具体的には、①会議の傍聴を認める、②会議における資料を公開する、③会議録を公開するというものである。なお、会議録の公開については、区のホームページで行う。

なお、原則公開ではあるが、当支援チームが必要と決定したときは、非公開とすることができる。

5 教育委員会からの報告

資料4「令和5年度練馬区いじめ問題対策方針」の改訂について

【副参事】

これより議事に入る。ここからは、委員長が進行を務める。

【委員長】

それでは議事を進めていく。入江委員におかれては、何か御発言等があればお申出をいただきたいと思う。よろしいだろうか。

それでは、本日については報告事項が5点ある。初めに、令和5年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針についてである。これについて事務局から説明をお願いする。なお、今後の報告については、資料一つずつごとに御質疑を賜りたいので、よろしくをお願いする。

それでは、資料4の説明をお願いする。

【事務局】

資料4「令和5年度練馬区いじめ問題対策方針」を御覧いただきたい。

毎年4月に全小・中学校に向けて、この方針を通知し、学校のいじめ防止基本方針の改訂や、いじめ未然防止の取組を促している。今年度改訂した部分は下線を引いた箇所となる。

昨年度、本会のテーマである、いじめの確実な認知を受けて、大きな変更点は2点ある。これまで学校・園の取組においては、教職員等による定期的ないじめの把握を実施していたが、教育活動全体を通して、いじめの確実な認知を行い、適切な初期対応へとつなげていく必要がある。このことを踏まえて、5ページ下段の(3)いじめの早期発見・早期対応の①では、いじめの積極的な認知について、年3回以上、いじめに関する調査から実態把握を実施するという事とした。

また資料の5ページ、②教育相談の充実においては、学校外の相談機関として、今年度新たに導入したSNSを活用したいじめ通報システムの周知徹底を図り、児童生徒が困ったときにタブレット等から相談しやすい雰囲気を作成するよう記載をした。

事務局からは以上である。

【委員長】

この件について、ご意見やご質問等があればお願いする。

(質問等なし)

資料4は以上とさせていただきます。次に資料5の説明をお願いする。

資料5 「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱」の改訂について

【事務局】

資料5「令和5年度練馬区いじめ一掃プロジェクト実施要綱」を御覧いただきたい。本プロジェクトの実施要綱については、既に6月初旬に各学校・園に通知している。令和5年度はいじめ一掃プロジェクトは、次の4つの取組を柱としている。それぞれの取組について、

資料5の項目3、実施事業の記載に沿って説明する。

まず、練馬区いじめ防止ポスターの募集についてである。こちらは、いじめ防止シンボルマーク、いじめ撲滅宣言、いじめ防止ポスター、いじめ防止標語を年度ごとに募集するものを書いている。本年度は、いじめ防止ポスターを作成することとなっている。これは作成すること自体が目的ではなく、児童生徒がいじめ防止について深く考える時間を確保するとともに、学校・園全体として取り組むことで、いじめ防止に向けた風土を醸成することを目的としている。

次にいじめ一掃取組月間の設定についてである。各学校・園では11月1日から11月30日までの1か月間をいじめ一掃取組月間とし、資料5の項目3(2)の②実施内容に記載されている内容について取り組む。特に子供が主体となったいじめ防止に関する取組を進めていくように依頼している。

最後に、いじめ防止実践事例報告書の作成およびいじめ防止実践事例発表会の開催についてである。各学校・園は、学校いじめ防止基本方針に基づき、今年度、各校・園で実践しているいじめ防止に向けた取組、組織的な教職員の取組等について報告書を作成する。成果を上げた学校・園については奨励賞として表彰するとともに、2月に行われる練馬区教育実践発表会の中で発表を行い、区全体で共有する。また発表会では、いじめ防止ポスターの入選作品についての発表も行う。

事務局からは以上である。

【委員長】

既に着手している事業や、日程が確定しているものもある。今、御意見を頂戴し、反映できるものはさせていただく。場合によっては、次年度の取組に生かさせていただく。何か御意見・御質問等があれば、お願いをする。

(質問等なし)

資料5は以上とさせていただく。続いて、資料6・7の説明をお願いする。

資料6「いじめ等対応支援チームからの提言」および資料7「練馬区教育委員会いじめ等対応支援チームからのお願い」について

【事務局】

資料6「いじめ等対応支援チームからの提言」についてである。

本提言は、これまでに本連絡協議会の中で話し合ってきた内容をまとめたものである。本

提言は毎年4月に「練馬区いじめ問題対策方針」と併せて各学校・園に周知している。

資料7「練馬区教育委員会いじめ等対応支援チームからのお願い」を御覧いただきたい。資料7については、保護者および地域に向けて啓発を目的に作成した文書である。こちらも毎年4月に各学校・園に通知している。内容としては、学校・保護者・地域の連携によるいじめ防止の推進に向けて、いじめの認知促進や子供たちの健全育成について記載している。事務局からは以上である。

【堀委員長】

この資料6、7について、御意見・御質問等があればお願いをする。

(質問等なし)

資料6、7を終了する。次に資料8の説明をお願いする。

資料8「いじめ防止研修資料」について

【事務局】

資料8「いじめ防止研修資料」を御覧いただきたい。本日は、冊子版を配布している。本研修資料は、令和2年度の本会議で検討を重ね、いじめ行為に対する教職員の鋭敏な感覚と指導力を育成し、児童生徒のいじめ防止の推進を図るために作成した資料となる。令和3年度当初は区内教員1人につき1冊を配布し、校内研究等での活用を依頼した。令和4年度以降はデータで配布し、周知および活用を促している。説明は以上である。

【堀委員長】

現在はデータでお送りをしているというものである。資料8について、記載の内容、配布方法等、御質問・御意見等があればお願いする。今後、追加させた方がよい事例等についての御提言もよろしければお願いする。実際に使用している委員に伺いたい。使い勝手が悪いとかという御指摘はないか。

【委員】

私の所属校では、4月当初にいじめ対応に係る研修を行っている。その際に、このデータ版を使用している。やはりデータであると、パソコンの画面を見ながらの研修、話し合いになってしまう。過去に紙面で配付されたが、その方が使いやすいと思ったことがある。ただ、データであれば、使うときにプリントアウトすることもできるので、現在の配布方法でもよいと思う。一斉に周知をする際はデータの方が共有しやすい。

研修資料にある事例を所属校の研修で活用したことがある。事例の内容について、『些細な行為が、受け取り手にしてみれば「いじめ」と捉えたというケース』があるとよいのではないか。初任者はもとより、年次の高い教員においても、いじめは察知しにくいところがある。また、見逃してしまうようなケースも多い。したがって、事例を通して、悪意をもって行ったわけではないが被害側がいじめと捉えてしまった場合の対処方法を学ぶことは、有効なのではないかと考えている。以上である。

【事務局】

事例の内容について御意見をいただき感謝する。本資料は令和3年度から活用しているもので、取り上げられている事例については、現在のニーズと合っていない部分もあるかと思う。今後、いただいた意見を踏まえ、本資料の改訂版に反映させていただきたいと考えている。以上である。

【堀委員長】

資料8については、代表的な事例として6つの事例が掲載されている。これに新たな事例を加えることや別の事例に差し替えるとかということは考えられるのだろうか。

【事務局】

同じ事例を毎年使っているため、教員も慣れてしまうことはあると思う。今後、本連絡協議会で、また新たなものを提案し、改訂していくことも検討していきたい。

【堀委員長】

他にないだろうか。

【三浦委員】

研修資料の「いじめの早期発見」の箇所についての意見である。資料に使われている写真が非常に分かりづらい。何かほかの事例等を検討した方がよいと感じた。

【事務局】

御意見として賜り、次回の改訂に生かす。

【委員】

SNSのトラブルに関わる事例というのは、今後載せることはないだろうか。

【事務局】

SNSに関わるトラブルも最近増えてきているというところなので、次回以降、改訂に生かしていきたいと考えている。

【委員長】

資料のページ数にもよるが、これ以上ページが増えるようであれば冊子形式になってしまう場合もある。本資料を作成した令和2年度、私は部長として関与していたが、やはり保護者の方々からは、スマートフォンを持ってないのに持たせなければいけないみたいな変な動機づけをしないようにしてもらいたいとか、そういう御意見があったことは事実である。時代を反映し、形にしていく必要があると感じている。

【委員】

この資料を活用することによって、実際、いじめの削減になっているか意見を聞きたい。

【委員】

先ほども伝えたように、いじめの対応については必ず研修をしなければならない。やはりこういう研修をすると、子供たちの変化を細かく見ようとする教員側の心の醸成が図られ、互いに職員室で子供たちの話をする機会が多くなるのは確かである。研修をするところで、「子供が笑っているからいいかな」と思うってしまうことでも、教師が気にかけて子供に声をかけてみたり、何か起こる前に手を打とうとしたりするため、いじめの未然防止としての対応が多くなる。この研修を通してすべてのいじめ事案が解決できるかは別だと思うが、起こりそうなものを未然に防いでいくために、こういう研修は現場レベルでやるべきだと思っている。未然防止にはかなり役立っている。

【委員】

今、学校でいじめの対処するときの課題は何かあるか。

【委員】

いじめの発見から解決については、以前よりも、いじめの認知が先生方は高まっているので、丁寧な対応をしている。以前は学級担任が1人で解決しているケースも多かったと思う。または子供同士で解決するだとかも、極端な話、あったと思うが、今は学年で複数の教員が組織的に聞き取りを行い、事実関係の積み上げをしっかりとし、子供同士が納得をするような形で解決をしている。それによって、子供たち、それから保護者も安心した形で対応ができてきていると感じている。

【委員】

本校でも、この研修資料は活用させてもらっている。研修資料としては、都から「いじめ総合対策（第2次・一部改訂）」も出ている。こういった資料は、教員の意識を高めることに役に立っている。あまり分厚過ぎると、見る意識がなくなることもある。区の研修資料程度の内容が一番よくまとまっていると感じている。

【委員長】

教育相談で、いじめのケースは何かあるだろうか。

【委員】

いじめの被害を訴えるケースもある。教育相談室でゆっくりと相談者の話を聞く中で、いじめという言葉そのものは拾えなくても、お子さんの心のケアというところで聞き取ることはある。

【副委員長】

本当にこれだけ先進的な取組されているのは極めてまれで、すばらしい。やはり課題が多いのは初期対応と組織対応、この2点であると考え。この資料には、それがきちんと入っているようであるので、大変よろしいかと思う。

【委員長】

事務局から話があったように、研修資料はこれからデータでの配付をしていく。データであれば、加除・訂正が逆にしやすくなる。今後は、この8ページ構成にこだわらない形で、充実・更新を図っていきたいと思う。

この資料8について何かほかにないだろうか。よろしいだろうか。

(意見等なし)

それでは資料8は以上とする。報告事項5および参考資料の御説明をお願いします。

参考資料「令和4年度練馬区立小・中学校におけるいじめの状況」について

【事務局】

参考資料を御覧いただきたい。私から、令和4年度練馬区立小・中学校におけるいじめの状況について説明する。

参考資料2の項目(1)いじめの認知件数推移について説明する。令和4年度は、小学校が1,256件、中学校が243件となった。令和3年度と比べて、小学校は410件の増加、中学校は13件の減少となっている。

次に項目(2)いじめの認知件数の学年別内訳については、小学校では2年生が最も多く、257件。中学校では1年生が最も多く、120件となった。

次に項目(3)いじめの現在の状況についてである。いじめが解消している割合・件数については、小学校が981件で78.1%、中学校は195件で80.2%となった。解消に向けて取組中の項目においては、小学校が272件で21.7%、中学校が48件で19.

8%となった。

次に項目（４）いじめ発見のきっかけについては、「学校の教職員等による発見」が、小学校で997件、中学校で130件となった。その中では、特に「アンケート調査等の学校の取組」により発見に至ったものが最も多く、次に「学級担任が発見した」となっている。

「学校の教職員以外からの情報により発見した」については、小学校が259件、中学校は113件となった。そのうち、小学校では「当該児童の保護者からの訴え」が最も多く116件、中学校では本人からの訴えが最も多く75件となった。

項目（５）いじめの態様については「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、小学校で1,073件、中学校では189件と小・中学校ともに最も多くなつた。

項目（６）いじめられた児童生徒の相談状況では、「学級担任に相談」が小学校で1,151件、中学校では213件と最も多くなつた。次に多かったのは、小学校「保護者や家族等に相談」、中学校「学級担任以外の教職員に相談」となった。

事務局からは以上である。

【委員長】

参考資料について質問等があればお願いをする。

【委員】

いじめの認知件数だが、小学校は認知件数が増えていると思うが、中学校が令和2年から令和3年にかけて増えたのが、また減っている状況であるが、ここをどういうふうに評価されているか、教えてほしい。

【事務局】

小学校に関しては、東京都全体と比較しても、練馬区はいじめ認知件数は若干少なめになっている。そのため、小学校には特にいじめ認知件数をより感度を上げて網を細かく張って、認知をしてほしいと促している。中学校も東京都と比べて若干少なくはあるものの、小学校ほどの差はない。そのため、中学校に関しては東京都と近い数値であると分析している。練馬区が特段低いというものでもないの、増減というのはしやすいところなのかなという認識を得ている。以上である。

【委員長】

これは、コロナによって児童生徒同士が関わる時間・機会が減っていたものが戻ったため増えているのか、それとも、いじめの認知について感度を上げたことによって数が増えたと

か、何かそういう特徴的な原因はあるか。

【事務局】

令和2年度に関しては、令和元年度に比べて小・中ともに減っている。これは委員長がおっしゃったように、コロナ禍において児童生徒同士の接触が減ったことが要因と考えられる。その後、令和3年度、4年度に関しては徐々に接触は増えているので、数字が増えていくことが想定される。

【委員長】

副委員長にお聞きする。他の自治体でも、同じような傾向はあるものなのだろうか。

【副委員長】

ほぼ同じような傾向なのだが、中学校のほうがほぼ横ばいになっているというのは珍しい。増加しているのは、ほぼどこの自治体も同じである。

【委員長】

通常であれば、増えていく傾向があることが分かった。

【副委員長】

そのような状況である。1点事務局に質問がある。いじめの認知件数について、ゼロ件の報告はあっただろうか。

【副参事】

令和4年度の報告においては、小学校1校、中学校2校の学校がいじめゼロ件と報告している。以上である。

【副委員長】

他の自治体での事例だが、いじめの対応について謝罪の会を実施し、今はもう仲よくなっている。いじめの発生件数に入れなかったという事例が何件かあった。これはやはりきちっと計上しなければいけないことになっているが、正確な数値は出てこないことがある。それともう一つ、AがB、C、Dからいじめられていたら、これはいじめの件数は1件である。ところが、AがB、C、Dをいじめていたら、これは3件である。学校間で認知についてばらつきがある場合がある。本区はこのようなことはないと思うが、いじめの認知や計上については周知をお願いしたい。以上である。

【委員長】

事務局では、いじめの認知および計上については、学校に確認しているか。

【事務局】

5月に「いじめ防止対応研修」を実施している。研修講師を副委員長に依頼し、その事例を使わせていただいた。また事務局でも、ふれあい月間における調査や問題行動等調査の計上の際の注意事項を説明している。合わせて生活指導担当者連絡会、副校長会等を通して計上の仕方について説明をしている。

【委員】

理解した。もう一つ、教えてほしい。「いじめの解消」という項目があるが、いじめの解消とはどのような状態のことであるか。

【事務局】

いじめが解消している状態とは、学校におけるいじめ防止等に関する措置に法的に指針が定められており、少なくとも今から述べる2つの要件が満たされている必要があるとされている。1点目は、被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。2点目は、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められることとされている。事務局からは以上である。

【委員長】

それは1点目と2点目がそろった場合か、1点目か2点目、どちらかができればよいのか。

【事務局】

1点目と2点目がそろっている場合である。

【委員】

理解した。

【委員長】

私から質問する。小学校の「その他3件」とは何か。

【事務局】

「その他3件」については転校した報告を受けている。解消に向けて取り組んでいたところで解消に至らず転校してしまった事案があり、3件と報告を受けている。

【委員長】

理解した。他にないだろうか。よろしいだろうか。

(質問等なし)

それでは、以上で報告事項を終了する。これから先は協議の案件になる。

6 協議（いじめへの対応について）

【委員長】

次に協議に移る。本日の協議内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

今後、いじめの認知件数は昨年度より増加する見込みとなっている。これは昨年度、いじめ等対応支援チームにおいて協議した、いじめの確実な認知に向けた取組が令和5年度練馬区いじめ問題対策方針に反映された結果、各学校・園におけるいじめの積極的な認知が浸透している成果と捉えている。いじめを認知後、学校・園が適切な対応を行い、早期の解消を目指すことが今後の課題であると考えている。

学校が適切な対応を行うためには次の2点が重要となる。1点目は組織的な対応、2点目は法に則った対応である。事務局としては、各学校・園が早期にいじめの解消に向けた適切な対応を行うために、資料9-1、いじめ対応フローチャートの作成および周知を検討している。このフローチャートは、いじめ防止対策推進法、いじめ防止等のための基本方針および、これまで各校からの事務局に御報告いただいた対応事例に基づき作成している。

また、資料9-1の「学校いじめ対策委員会における対応」を御覧いただきたい。こちらの中に重要な判断として、発生したいじめが重大事態か否かを判断し、重大事態である場合には詳細な調査等が必要になると書かせていただいた。いじめ重大事態の対応に関しても、いじめ防止対策推進法、資料10「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」および資料11「いじめ重大事態調査の基本的対応チェックリストの配布について」に基づき、学校・事務局それぞれの対応について、資料9-2「いじめ重大事態に関わる対応フローチャート」として作成を検討している。

どちらのフローチャートも学校・園の適切な対応により、いじめの早期対応・解消を目指すものである。本会で委員の皆様よりいただいた御意見を基に、より効果的なものとし、来年度以降、区内学校・園に周知徹底を図り、練馬区のいじめ対応の中心的な資料としたいと考えている。事務局からは以上である。

【委員長】

それでは、いじめの対応について、各学校での取組についても委員からお話をいただきたいと思う。

【委員】

幼稚園は、「いじめ」というところまで行っていないというところがある。幼児の発達段

階においては、教師の中では「いじめ」と呼んでいるところだが、「いじめ」に進行しないように、一人一人の幼児の見取りをしながら、丁寧な対応や言葉がけを行っている。そのため、教師の質を上げるという点が重要である、教師の見取りがきちんとしていくような目を育てているというような状況がある。また保護者から様々な相談が入るため、随時対応できるような状況をつくる必要がある。幼稚園では、毎日園長が門のところに立ち、声をかけやすい環境をつくっている。また、公立幼稚園の場合には、保護者が毎日送り迎えをするという状況があるので、日常の関わりの中で保護者と会話し、様々なことを聞き取ったり、保護者が話しやすいような状況をつくったりしている。幼児の変化については、教師からお話をさせていただくことが多いため、保護者との関わりが一番大きい。

【委員】

まずは、児童自身のいじめに関する捉えが課題であると考えている。関わる教師の認知も上げてはいるが、まずは児童自身がいじめについて理解し、認知できるようにしていくことが大切である。もう一方で、児童が教職員に対して気軽に相談できる環境を整備している。いじめ事案が発生したときには、組織的対応を行っている。いじめ以外の事案に関しても、学年主任、生活指導主任が管理職に連絡・報告をできるような体制をつくっている。そして早期対応のために、学年、もしくは学年で対応し切れない場合は、他の教員等も対応に加わり、聞き取りや対策を早期に立て、保護者等と連携している。そうすることで、児童が大きなしこりを残さずに生活できるよう、よりよい方向に進めて行けるというよう、対応をしている。以上である。

【委員】

練馬区いじめ問題対策方針の中では年3回以上のアンケート実施となっているが、本校では、いじめの早期発見の取組の一環で、月1回、年間11回のアンケートを行っている。しかし、毎回いじめのアンケートにしてしまうと、生徒にとっては同じ内容となってしまうため、実施するアンケートの中に、悩んでいることやうまくいかないことがあるかという質問をいたり、家庭での悩み事を聞く内容を盛り込んだり、虐待の視点等も入れながら実施している。本校では、紙上でのアンケートの他、タブレットを活用したアンケートを実施している。上がってきた案件については、すぐ学級担任や学年教員で生徒から聞き取りしたり、相談に乗ったりしている。生徒からは、話してスッキリしたという意見も多い。被害を受けているようであれば、加害者からの聞き取りも含めて即座に行動している。もちろん生徒の誤認もよくある。しかし、教師が丁寧に聞き取りをしていくという姿勢が大事であると考え

る。また、本校では「練東中ふれあいリーダー」という活動がある。生徒同士での相談ができるよう、推薦で各クラス3人、この人なら話せるという代表生徒を選んで活動している。代表生徒らは、スクールカウンセラーからピアカウンセリング研修を受け、人から相談されたときはどのような励ましがよいのかなどを学んでから相談にのっている。実際に生徒が相談を受けた場合は、大人に知らせるシステムもつくっている。件数としてはそれほどないが、そのような取組も行っている。

【委員】

中学生は年齢が上がっていくにつれて、アンケートなどには正直に答えないという生徒も増えてくると考えている。聞き取りの時間ももったいとか、自分で解決できるとか、そういったこともあるので、アンケート以外での認知が必要だなと普段から思っている。本校では、短時間ではあるが、長期休業日明けに教師と生徒の2者面談を実施している。短時間のため、廊下などで行うのだが「夏休み、どうだった」とか「新しいクラスはどうか」とかを聞き取っている。聞き取りで出た生徒の意見を察知して、早期発見につなげるようにしている。これは、アンケート実施以外の取組である。以上である。

【委員】

既の実施していただいていることであると思うが、保護者としては、先生方に子供のことをよく見てほしいと思う。先生方の日々の業務が忙し過ぎて、こういった対応に手が回せないというようなことにはならないよう、学校内での情報共有や管理職等への適切な報告を切にお願いしたいと思っている。そして、そういった対応や報告等、手間がかからない形のシステムを構築していただきたいというのが保護者の願いである。以上である。

【委員】

教育相談室は保護者からの申込みで相談等を受けるので、学校とは違って、何らかの事案が生じた後のケアというところをお手伝いする形になっている。面談時には、保護者と子供の担当を別々に付けるため、話を整理しながら、子供の心の様子やどのように立ち直ったらいいかというような助言をしている。もちろん、了解があれば学校とも連携を取りながらサポートをする形で対応している。

【委員長】

被害側からの相談が多いと思うが、加害側からの相談はあるか。

【委員】

加害側からの相談はほぼないが、家庭の中で関わりが難しいと感じている子供が、実は学

校でも友達にちょっとした暴言を吐いてしまったということが話題として出てくるときがある。そういった場合は、相談者である保護者に子供に対する接し方の助言させていただくような形で話を進めていく。子供に対しては、言葉にするのが難しい年齢である可能性もあるので、プレーセラピーや面談を通して対応している。

【副委員長】

少し視点が違ってしまふかもしれないが、資料9についてである。このフローチャートに関しては、とてもよくできているなというのが第一の感想である。一点だけ申し上げたいのは、資料9—2「重大事態に関わるフローチャート案」である。これも大変分かりやすいので驚いている。懸念事項がある。註釈部分1、2、3、4までであるが、この部分の1は、2号重大事態、要するに不登校事案である。不登校事案については、30日を目安ととして書いてあり、発生から7日以内に報告することが望ましいとされている。この部分の「発生から」というのは、30日に達してからという意味に捉えられる可能性があるが、違うか。質問である。目安は30日なのだが、たとえ5日であっても、6日であっても、いじめの実態がはっきりしていて、このことによって欠席が今後も続くようなケースの場合は、即報に報告しなければならない。この表記であると30日に達してから報告するというような捉えに見えてしまう。先生方から見て、どうか。

【委員】

確かに、何かまだまだ大丈夫だという感じになるかもしれない。

【副委員長】

この表記は検討した方がよいかと思う。

【委員長】

この記載の趣旨は、37日目と読むのか。

【事務局】

資料11を御覧いただきたい。文科省および東京都から、いじめ重大事態に関するチェックリストが示されている。資料11のチェックリストの中の2番、「①いじめ重大事態の発生から調査開始の年月、学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長への報告」に、「2号重大事態は7日以内が望ましい」と書いてある。それを受けて事務局としても7日以内に適切に報告いただければ、重大事態が起きることが想定できる。

【副委員長】

先ほどの事務局の説明を受け、理解したが、この脚注は誤って受け止められてしまう可能

性があると考え。30日を目安として、その30日たったことがいじめ重大事態の発生のように受け取られてしまう恐れがある。

脚注4、右下、議会報告の箇所について確認である。必要に応じて再調査があり、脚注が付けられている。確かにガイドラインでは、このような記載である。しかし、現実には極めて少ないものであるため、再調査の対象となる条件や必要に応じて再調査が行われることがあるということの意味合いを強調して示す方がよいと思う。御検討いただければと思う。

【事務局】

副委員長の御指摘を受けて、こちらのチェックリストのほうは地方公共団体の長への報告においては「7日以内が望ましい」と書いてある。事務局が作成したフローチャートでは、中心部分の教育指導課の対応のところに「区長への報告」を位置付けなければいけない。記載については検討させていただく。

【委員長】

※4については、いかがか。

【事務局】

御意見をいただいた通り、学校が再調査というのはよく考えればあり得ないので、そちらもまた書き方を工夫したいと考える。

【委員長】

いただいた御意見をもとに、事務局で検討させてもらう。

【副参事】

補足で、今御指摘を受けたところを踏まえて私からも意見である。今、御意見あったところで言うと、1号事案については、いち早く対応すべきであると考え。今、委員長がお話ししたとおりである。当該学校に在籍する児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、30日や7日というような日数に捉われず、ためらわずに即座に対応するものということである。1号事案についても付記していただければ誤解はないかと考える。2号事案だけではなく1号事案についても具体を書き込み、誤解のないように対応できるよう提案をさせていただきたい。よろしく願います。

【委員長】

そのようにさせていただく。ほかにないだろうか。何か本件について。よろしいだろうか。それでは、本日、委員の皆様方から様々なお立場や視点で御意見を頂戴した。本日いただいた意見を基に、事務局として具体的な取組について、次回第2回のときに提案・説明ができ

るようにさせていただきたいと思う。他の内容も含め、いじめ案件等について御意見等があればお願いします。

【委員】

いじめ加害者側の対応についての質問である。いじめを受けた子供は、被害者が受ける被害が大きいと感じている。例えば登校ができなくなることや、学校に行くことができても勉強に手がつかないような状態になることがあるかと思うが、保護者としては、子供が感じる不安は、なるべく短い期間にしてほしい。学校では、被害者、加害者に対してどういう対応をしているのだろうか。

【委員】

被害者に不利益が生じないように、こういった事案が起こった場合、学校は最大限の努力をしている。例えば、双方の保護者等との協議の中で、被害と加害が同じ教室に入れないと言う場合においては、別室登校や個別の支援などを実施する等、長い期間ではないが、そういったケースは聞いている。

【委員長】

他に御経験等があれば、お願いしたい。

【委員】

やはり、いじめの解決までが長引いている期間の親の心情は非常に辛いものである。その期間をいかに短くするか、白黒付けるのも難しいということを理解した上で、被害を受けた子供への負担を軽くする方法があればという思いで聞いたところである。以上である。

【委員長】

当方で御用意した議題については以上であるが、ほかに何かあるか。

(質問等なし)

7 事務連絡

【委員長】

それでは、最後に事務局より事務連絡をお願いします。

【事務局】

第2回目の会議についての御連絡である。第2回目の日程については、委員の先生方に出欠等の相談をさせていただければと思う。

本日、参考資料として2種類の資料を提示させていただいた。こちらは会終了後に回収さ

せていただくので、机上にお願いします。

以上である。

【委員長】

資料は机上に置いてお帰りいただきたい。

それでは、以上をもって第1回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を終了する。

— 了 —